# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	国民年金事務 基礎項目評価書

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高槻市は、国民年金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態

を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

### 評価実施機関名

高槻市長

#### 公表日

令和6年3月29日

[平成31年1月 様式2]

#### I 関連情報

連絡先

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	国民年金事務
②事務の概要	国民年金法に基づき、下記の受託事務等を行ないます。 ・第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)の資格に関する事務 資格取得及び喪失、種別変更、氏名及び住所変更の届出、手帳再交付申請などの受理 ・付加保険料の納付申出及び辞退届の受理 ・保険料免除に関する事務 国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の申請、法定免除の届出の受理 ・基礎年金などに関する事務 各種基礎年金(老齢・障害・遺族)裁定請求書、寡婦年金、死亡一時金に関する届出などの受理 ・日本年金機構への報告事務 受理した各種届出の送付や日本年金機構から送付される情報の処理など
③システムの名称	国民年金システム・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル	名
国民年金被保険者台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31の項
4. 情報提供ネットワーク	
①実施の有無	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>(要施しない )</li><li>(要施しない )</li><li>(3) 未定</li></ul>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における	5担当部署
①部署	市民生活環境部 市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示	·訂正·利用停止請求
請求先	総務部 法務ガバナンス室
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ

市民生活環境部 市民課

### Ⅱ しきい値判断項目

	i= 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
1. 対象人	数					
評価対象の	事務の対象人数は何人か	[	1万人以上10万人未	등満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上 3) 1万人以上10 4) 10万人以上35) 30万人以上	1万人未満 )万人未満
	いつ時点の計数か	令和	]6年1月31日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和	]6年3月1日 時点			
3. 重大事	故					
	内に、評価実施機関において特定個 「る重大事故が発生したか	[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評	価書の種類				
[ 基礎	項目評価	書 ]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点 3) 基礎項目評価書及び重点	項目評価書
2)又は3)を選択した評価実 載されている。	施機関に	ついては、それぞれ	重点項目評	価書又は全	≥項目評価書において、リスク対	策の詳細が記
2. 特定個人情報の入手(	情報提供	<b>共ネットワークシス</b> ラ	テムを通じ	た入手を除		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱し	への委託			[ 0 ]委	託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託ヤ	ら情報提供ネットワー	-クシステム	を通じた提供		供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステム	との接続		[ O ]接		続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・	消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[ ]	内部監査	[ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・	<b>李発</b>					
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	5

#### 変更箇所

変更固.				Am a tree to the	to deal to be a second
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワーグシステムによる情 報連携 ①実施の有無	国民年金法に基づき、下記の受託事務等を行ないます。 ・第1号被保険者(任意加入被保険者を含む) の資格に関する事務 資格取得及び喪失、種別変更、氏名及び住 所変更の届出、手帳再交付申請などの受理・付加保険料の制付申出及び辞退届の受理・保険料の終に関する事務 付加保険料の制付申出及び辞退届の受理・保険料免除に関する事務・営工の受理・基礎年金などに関する事務各種基礎年金(老節・障害・遺族)裁定請求書、寡帰年金、死亡一時金に関する届出などの受理・日本年金機構への報告事務 受理した各種届出の送付や日本年金機構から送付される情報の処理など	国民年金法に基づき、下記の受託事務等を行います。 ・第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)の資格に関する事務 資格取得及び喪失、種別変更などの受理・付加保険料に関する事務 付加保険料に関する事務 国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の申請、法定免除の届出の受理・基礎年金などに関する事務 各種基礎年金(を計・障害・遺族)裁定請求書、寡婦年金、死亡一時金に関する届出などの受理・日本年金機構への報告事務 受理した各種届出の送付や日本年金機構から送付される情報の処理など	事後	法改正による事務の変更があったこと及び表記内容の変更を行ったため
令和5年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無		実施しない	事後	当初未定であった事務内容が確定したため
令和6年3月29日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	十分である	委託しない	事後	委託をしていないため
令和6年3月29日	IVリスク対策 6. 情報提供 ネットワークシステムとの接続 「目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か」	十分である	接続しない(入手)	事後	情報提供ネットワークシステ ムへの接続をしていないため
令和6年3月29日	IVリスク対策 6. 情報提供 ネットワークシステムとの接続 「不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か」	十分である	接続しない(提供)	事後	情報提供ネットワークシステムへの接続をしていないため

時期に係る説明  はる事務の変更がと及び表記内容の変 たため  であった事務内容 たため  はネットワークシステ  続をしていないため  はネットワークシステ  続をしていないため
こよる事務の変更が と及び表記内容の変 たため こであった事務内容 たため ていないため はネットワークシステ 続をしていないため
たため  であった事務内容 たため  ていないため  はネットワークシステ  続続をしていないため
たため  であった事務内容 たため  ていないため  はネットワークシステ  続続をしていないため
ていないため キャットワークシステ 緑疹としていないため
ていないため キャットワークシステ 緑をしていないため
はネットワークシステ 緑徳をしていないため
続をしていないため
株をしていないため